

レッドマウス病について

人が、レッドマウス病にかかることはありません。

仮に病気にかかった魚に触れたり、食べたりしても人体に影響はありません。

1 病気の概要

- ほとんど全てのサケ科の魚に感染します。
- この病気は、持続的養殖生産確保法に基づきサケ科の魚の特定疾病※に指定されており、病気にかかった魚は必要な限度に応じて移動の制限や処分等のまん延防止措置を講じることとされています。
- 仮に病気にかかった魚に触れたり、食べたりしても人体に影響はありません。



レッドマウス病に感染したニジマス口腔内の赤変（水産防疫の対象疾病パンフレット：（公社）日本水産資源保護協会より）

2 起源

- 1950 年代にアメリカ合衆国のニジマスで最初に発生したと言われています。その後、ヨーロッパ、中東、オセアニア、アフリカなど各地に広まったとされています。
- 病気の名前は、口の周辺が赤くなる症状に由来します。

3 国内における発生事例、扱い

- 日本の養魚場での発生は、平成 27 年に確認されたのが最初とされています。
- 国内での初発生を受けて、国が本菌の調査を行ったところ、太平洋沿岸の東北地方から中国、四国地方まで広範囲に分布しているほか、河川や湖沼などにも分布していることが明らかとなっています。

※特定疾病：持続的養殖生産確保法において、「国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病」であり、「まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるもの」を同法施行規則にて指定。

イワナにおけるレッドマウス病の発生について

発生疑いの経緯

- ・ 醒井養鱒場（米原市上丹生）の稚魚飼育棟で、原因不明のイワナの死亡が5月20日頃から発生。
- ・ 5月末時点で約35万尾を飼育していたところ、本病により約1万尾がまとまって死んだもの。
- ・ これを受け、水産試験場で簡易検査をしたところ、6月10日にレッドマウス病の可能性が浮上した。
- ・ このため、（国研）水産研究・教育機構水産技術研究所へ確定診断を依頼し、6月20日に陽性の連絡があった。
- ・ なお、陽性が確定したのは、当該飼育棟の飼育水槽10面のうち1面のみであり、現時点では、発生した飼育水槽のイワナの症状は落ち着いている。

レッドマウス病とは

- ・ ほとんど全てのサケ科魚類に感染する細菌病。
- ・ 本病が、人にかかることはなく、仮に本病にかかった魚を食べても人体に影響はない。
- ・ 本病は、持続的養殖生産確保法に基づきサケ科魚類の特定疾病に指定されており、感染魚は同法に基づき、必要な限度に応じて移動の制限や処分等のまん延防止措置を講じることとされている。
- ・ 日本の養魚場での発生は、平成27年に確認されたのが最初であるが、国内の天然水域を調査した結果、症状は確認されていないものの、本病の原因菌が複数箇所で検出されている。

対応状況

- ・ レッドマウス病の可能性が浮上した6月10日に、当該イワナの出荷停止を要請し、移動の制限を行う等の措置を講じた。
- ・ 本飼育棟からこれまでに出荷されたイワナは1件（200尾）であり、購入者に対しては、念のため移動の制限を要請しているが、発症の兆候は見られない。
- ・ 本日の確定診断の結果を受け、予防的措置(発生していない9面等)も含めて関連する全てのイワナについて、法に基づく処分対応。
- ・ なお、現時点で今回の感染の原因は特定されていない。引き続き、調査を行い原因究明に努めてまいりたい。

今後の対応

- ・ 飼育水槽やその周辺、器具等の消毒の徹底など、国の指導に基づき、まん延防止を実施。
- ・ 本件について相談窓口を設置。また、県ホームページで相談窓口を案内。

【県民向け】	水産課水産振興係	電話番号：077-528-3873
【事業者向け】	水産試験場	電話番号：0749-28-1611